

財 産 目 録

別紙 4

令和 3 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	34,790
普通預金	青森銀行浪岡支店他	-	運転資金として	-	-	34,544,678
定期預金	青い森信用金庫浪岡支店	-	運転資金として	-	-	24,800,000
当座預金	青森銀行浪岡支店他	-	運転資金として	-	-	2,042,981
事業未収金	青森市	-	施設型給付費他	-	-	931,630
未収補助金	青森市	-	特別保育事業補助金他	-	-	3,491,620
流動資産合計						65,945,499
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(こども園瑞穂拠点)青森市浪岡大字女鹿沢字東蓮本63番地 2894㎡	-	第2種社会福祉事業である、こども園 瑞穂で使用している	-	-	27,208,000
土地	(浪岡若菜保育園拠点)青森市浪岡大字下十川字扇田189番4他 403.38㎡他	-	第2種社会福祉事業である、浪岡若菜こども園で使用している	-	-	15,225,479
建物	(こども園瑞穂拠点)青森市浪岡大字女鹿沢字橋本84.85番地、東蓮本92番2 896.65㎡	2013年度	第2種社会福祉事業である、こども園 瑞穂で使用している	181,449,921	66,886,509	114,563,412
建物	(浪岡若菜保育園拠点)青森市浪岡大字下十川字扇田191番地1 403.38㎡	1996年度	第2種社会福祉事業である、浪岡若菜こども園で使用している	90,120,863	84,713,611	5,407,252
基本財産合計						162,404,143
(2) その他の固定資産						
土地	(こども園瑞穂拠点)青森市浪岡大字女鹿沢字東蓮本16-6、16-7 102.63㎡、170.83㎡	-	第2種社会福祉事業である、こども園 瑞穂他で使用している	-	-	13,413,750
構築物	電飾看板他	-	第2種社会福祉事業である、こども園 瑞穂他で使用している	25,575,376	16,136,941	9,438,435
車輛運搬具	園バス他	-	第2種社会福祉事業である、こども園 瑞穂他で使用している	6,837,360	6,837,358	2
器具及び備品	ブランコ他	-	第2種社会福祉事業である、こども園 瑞穂他で使用している	78,918,430	69,940,892	8,977,538
投資有価証券	青い森信用金庫 出資金	-	第2種社会福祉事業である、こども園 瑞穂他で使用している	-	-	50,000
リサイクル預託金	セラナミニバン他	-	第2種社会福祉事業である、こども園 瑞穂他で使用している	-	-	12,640
退職給付引当資産	青森県社会福祉協議会 退職掛金	-	将来の退職金支出のために積み立てている	-	-	20,841,488
人件費積立資産	青い森信用金庫	-	将来の人件費支出のために積み立てている定期預金	-	-	30,000,000
修繕積立資産	青い森信用金庫	-	将来の修繕のために積み立てている定期預金	-	-	28,900,000
備品等購入積立資産	青い森信用金庫	-	将来の備品購入のために積み立てている定期預金	-	-	5,000,000
施設・設備整備積立資産	青い森信用金庫	-	将来の施設・設備整備のために積み立てている定期預金	-	-	44,700,000
その他の固定資産合計						161,333,853
固定資産合計						323,737,996
資産合計						389,683,495
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	給食食材3月分他	-		-	-	448,760
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構	-		-	-	2,592,000
預り金	県社会福祉共済 出産祝い金	-		-	-	5,000
職員預り金	社会保険料他	-		-	-	296,383
賞与引当金		-		-	-	6,611,000
流動負債合計						9,953,143
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構	-		-	-	30,024,000
退職給付引当金	青森県社会福祉協議会	-		-	-	20,841,488
固定負債合計						50,865,488
負債合計						60,818,631
差引純資産						328,764,864

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。